

静岡県特別政策資金融資制度要綱

第1 趣旨

知事は、県内中小企業者等が県等公共団体の行う特定施策に対応するため、事業上必要とする資金を貸し付けた金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げるものをいう。

(2) 組合

信用保険法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号までに掲げるものをいう。

(3) 創業者

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第23項並びに中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第3項並びに第4項第1号及び第2号に掲げるもの並びにその他知事が定めるものをいう。

(4) 金融機関

中小企業信用保険法施行令第1条の3に掲げるもの及び株式会社日本政策金融公庫をいう。

(5) 取扱金融機関

県内に本支店を有する金融機関で、この要綱による資金を取り扱うことに同意したものをいう。

ただし、融資実行後に金融機関の統廃合により、県外の本支店における取扱いとなった場合は、この限りではない。

第3 資金の種類

この要綱に基づき融資を行う資金の種類は、開業パワーアップ支援資金、新事業展開支援資金、防災・減災強化資金、地震リスク分散資金、新エネ・省エネ設備等導入促進資金、成長産業分野支援資金、ふじのくにフロンティア推進資金及び事業承継資金とする。

第4 融資の条件等

(1) 融資対象者、融資限度額等の融資の条件については、別表のとおりとする。

(2) 第10(2)から(12)の報告は、融資の条件とする。

第5 融資の申込

(1) 融資を受けようとする者は、別表に定める提出書類（以下「申込書類」という。）各1部を、別表に定める申込窓口へ提出して申込むものとする。

(2) (1)により申込書類を受領した者は、速やかに審査を行った上、申込書類を次の区分に従い送付するものとする。

資金・貸付名	送付先
・開業パワーアップ支援資金	静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）
・新事業展開支援資金、防災・減災強化資金、地震リスク分散資金、新エネ・省エネ設備等導入促進資金、成長産業分野支援資金、ふじのくにフロンティア推進資金、事業承継資金	知事（商工金融課）

第6 保証の承諾、融資のあつせん

(1) 知事は、第5により申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには、

次により保証審査の依頼又は融資承認の通知をする。

なお、知事は、成長産業分野支援資金（クラスター産業分野支援貸付）の審査においては、一般財団法人ふじのくに医療城下町推進機構（以下「医療機構」という。）ファルマバレーセンター（ファルマバレー関連分野）、公益財団法人静岡県産業振興財団（以下「産業財団」という。）フーズ・サイエンスセンター（フーズ・サイエンスヒルズ関連分野）及び公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構（以下「推進機構」という。）フォトンバレーセンター（フォトンバレー関連分野）に、融資対象者及び資金使途の確認を依頼するものとする。

ア 取扱金融機関から申込書類の送付を受けたものについては、協会の保証を付する場合は、協会に保証審査を依頼し、保証を付さないものは、取扱金融機関に通知する。

イ 取扱金融機関以外から申込書類の送付を受けたものについては、取扱金融機関に融資のあつせんをするものとし、融資のあつせんを受けた取扱金融機関は、必要に応じて協会に保証審査を依頼する。

(2) 医療機構、産業財団及び推進機構は、(1)による確認の依頼を受けた場合には、速やかに確認を行い、適当と認めるときには、様式第 16 号に押印のうえ、知事に送付する。

(3) 協会は、第 5 による申込書類の送付、(1)による保証審査の依頼を受けた場合には、速やかに審査を行い、適当と認めるときには、次により保証の承諾又は融資のあつせんを行う。

ア 申込窓口が取扱金融機関であるもの又は取扱金融機関から保証審査の依頼があつたものについては、取扱金融機関に保証の承諾を行う。

イ 申込窓口が取扱金融機関以外の場合は、取扱金融機関に融資のあつせんを行うものとする。

第 7 融資の実行

(1) 取扱金融機関は、第 6 による融資のあつせん等を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには融資を行うものとする。

(2) 取扱金融機関は、(1)により融資を行った場合のうち、協会の保証を付さない場合においては、融資実行後 5 日以内に、様式第 21 号により知事に通知するものとする。

(3) 取扱金融機関は、(1)により融資を行うにあたり、歩積・両建預金を要求してはならない。

第 8 融資の拒絶

取扱金融機関は、第 6 により融資のあつせんを受けた場合において、これを拒絶しようとするときは、様式第 28 号により知事に報告するものとする。

第 9 融資条件の変更等

協会は、取扱金融機関により融資が実行された後、融資期間の延長等当初の融資内容に変更を生じた旨の報告を受けた時は、当該報告内容を知事に報告するものとする。

ただし、協会の保証を付さない融資において、融資条件の変更等が生じた場合は、取扱金融機関が当該変更内容を知事に報告するものとする。

第 10 報告

(1) 協会及び取扱金融機関は、この要綱による保証又は融資の状況等を別に定めるところにより知事に報告するものとする。

(2) 新たに障害者を常用雇用するために、少子化対策・障害者雇用支援貸付の融資を受けた者は、新規雇用後、速やかに新規雇用が確認できる書類を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(3) 建築物の耐震診断を行うために、防災・減災強化資金の融資を受けた者は、耐震診断の実施後、速やかに耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写しを取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(4) 建築物の耐震改修の計画の策定を行うために、防災・減災強化資金の融資を受けた者は、耐震改修

の計画の策定後、速やかに耐震改修計画書及び証明書（様式第 14 号）又は耐震改修計画の認定書の写しを取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(5) 建築物の建替えを行うために、防災・減災強化資金の融資を受けた者は、建替え後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(6) 建築物の改修を行うために、防災・減災強化資金の融資を受けた者は、改修後、速やかに地震対策済みであることを証する書類を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(7) 事業継続計画を策定するために、防災・減災強化資金の融資を受けた者は、計画策定後、速やかに策定した事業継続計画が確認できる書類を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(8) 土地及び建築物を取得するために、地震リスク分散資金、成長産業分野支援資金又はふじのくにフロンティア推進資金の融資を受けた者は、取得後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

なお、土地を先行取得する場合は、土地の取得後及び建築物の建築後、それぞれ速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(9) 建築物を建築するために、地震リスク分散資金、成長産業分野支援資金又はふじのくにフロンティア推進資金の融資を受けた者は、建築後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(10) 地震リスク分散資金の融資を受けて、建築物を取得し、改修を行う場合には、改修後、速やかに地震対策済みであることを証する書類を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(11) ふじのくにフロンティア推進資金の融資を受けた者は、市町と防災協定の締結又は事業継続計画の策定後、その写しを取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

(12) 建築物を増築又は改修するために、成長産業分野支援資金又はふじのくにフロンティア推進資金の融資を受けた者は、建築物の増築又は改修後、速やかに登記を行い、登記事項証明書を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

なお、ふじのくにフロンティア推進資金の融資を受けた場合は、地震対策済みであることを証する書類を取扱金融機関を経由して知事に提出するものとする。

第 11 利子補給金の額

(1) 平成 26 年度以前に融資実行されたもの

利子補給金の額は、資金及び融資条件ごと年度別に区分して算定するものとし、毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで（以下「上期」という。）及び 10 月 1 日から 3 月 31 日まで（以下「下期」という。）の各期間における融資平均残高（計算期間中各月初残高の合計を 6 で除して得た金額）に融資実行時の利子補給率及び期間（6/12）を乗じて得た額の合計とする。

なお、協会及び推進機構の保証を付す融資にあつては、前月末の保証債務残高を各月初残高とし、協会及び推進機構の保証を付さない融資にあつては、前月末の融資残高を各月初残高とする。

(2) 平成 27 年度以降に融資実行されたもの

利子補給金の額は、資金及び年度別に区分して算定するものとし、上期及び下期の各期間における各月初残高に利子補給率を乗じて得た額に期間（1/12）を乗じて得た額の合計とする。

なお、協会の保証を付す融資にあつては、前月末の保証債務残高を各月初残高とし、協会の保証を付さない融資にあつては、前月末の融資残高を各月初残高とする。

また、利子補給率は、融資期間中の各月の融資の返済時における融資利率に基づいて算出するものとする。

第 12 利子補給金の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書 (様式第22号)
 - イ 所要額計算書 (様式第24号、様式第25号及び様式第26号)
- (2) 提出期限
 - 別に定める日まで

第13 交付の条件

次に掲げる事項は、交付を決定する際の条件となるものとする。

- (1) 別表に掲げる事項のうち融資対象者、資金使途、融資限度額、融資利率、融資期間及び償還方法
- (2) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。

第14 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書 (様式第23号)
 - イ 所要額計算書 (様式第24号、様式第25号及び様式第26号)
- (2) 提出期限
 - 毎年上期における貸付金に係るものについては当該年度の10月15日まで、毎年下期における貸付金に係るものについては翌年度の4月15日まで

第15 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
 - 請求書 (様式第27号)
- (2) 提出期限
 - 利子補給金交付確定通知書受領後10日以内

第16 概算払の請求手続

- 提出書類 1部
- 概算払請求書 (様式第27号)

第17 利子補給金交付手続

この要綱に基づく第12利子補給金の申請から第16概算払の請求手続までの利子補給金交付手続は、静岡県中小企業事業資金融資制度要綱及び静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱の利子補給金交付手続きと一括して行うものとする。

第18 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。
- 2 静岡県特別政策資金融資制度要綱 (以下「旧要綱」という。)は廃止する。
なお、この要綱の施行前に旧要綱により実行された融資 (以下「既往融資」という。)については、資金の預託を除き、なお従前の例による。
- 3 第11で定める利子補給率について既往融資に係る利子補給率については、融資実行前に取扱金融機関が同意した融資条件表に定める条件に基づき、次の算式により算出したものとする。

$$\frac{\text{融資利率} - \text{預託利率} \times \text{預託割合}}{1 - \text{預託割合}} = \text{融資利率}$$

附 則

この改正は、平成15年3月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年5月2日から施行し、平成15年4月9日から適用する。

附 則

この改正は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成17年4月13日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成19年8月1日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証申込受付をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成20年4月1日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、

なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 10 月 18 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 25 年 12 月 27 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 28 年 11 月 9 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行前に実行（協会の保証付き融資にあつては、保証承諾をいう。）された融資については、なお従前の例による。

別表

資金名	融資対象者	資金使途
開業パワーアップ支援資金	<p>県内で事業を営む（営もうとする場合を含む）創業者であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>[事務取扱上の留意事項 参照]</p> <p>1 産業競争力強化法及び中小企業等経営強化法に掲げるもの</p> <p>ア 事業を営んでいない個人であって、1月以内（産業競争力強化法第2条第23項第1号の認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの。</p> <p>イ 事業を営んでいない個人であって、2月以内（産業競争力強化法第2条第23項第3号の認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの。</p> <p>ウ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの。</p> <p>エ 中小企業者であつて、事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人（当該事業を開始した日以前に事業を営んでいなかったものに限る。）</p> <p>オ 中小企業者であつて、設立の日以後の期間が5年未満の会社（当該設立の日以前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る。）</p> <p>カ 中小企業者であつて、設立の日以後の期間が5年未満の会社（中小企業者である会社が自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ新たに設立したものに限る。）</p> <p>2 その他創業者として知事が定めるもの</p> <p>ア 1エに掲げる個人が法人成りしたものであつて、1エに掲げる事業を開始した日以後の期間が5年未満の法人</p> <p>イ 事業を営む期間が5年未満の個人であつて、新たに法人を設立したもの</p> <p>ウ 1オに掲げる会社の代表者が1オとは別に設立した法人であつて、1オに掲げる会社を設立した日以降の期間が5年未満の法人</p> <p>エ 協会の保証の対象とならない事業を営んでいる個人又は法人が、対象となる事業を開始した日以後の期間が5年未満のもの</p>	<p>県内で営む又は営もうとする事業に必要な設備資金、運転資金及び開業パワーアップ支援資金の既借入金の借換えに必要な資金（新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る。）</p> <p>[事務取扱上の留意事項 参照]</p>
特別政策資金	<p>1 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるものであつて、新分野に進出しようとする中小企業者、組合</p> <p>ただし、同一事業に属する場合であっても従来製品に比して原材料又は生産加工技術のどちらかを異にし、かつ、用途、販路、機能又は性能のいずれかを異にすることを目的として行う場合は、新分野進出先事業として取り扱う。</p> <p>なお、新分野進出先事業が信用保険法第2条第1項第1号の政令で定める業種に属さない事業、風俗営業等取締法による規制の対象とされている事業は対象としない。</p> <p>また、継続して1年以上行っている下請事業者が親事業の構造調整及び事業活動の変更に対応し下請事業者自らが新分野進出、経営の合理化、近代化等を行う場合も含む。</p>	<p>新分野に進出するために必要な設備資金及び運転資金</p> <p>海外生産等の投資を行うために必要な設備資金及び出資金であつて、次のすべての要件に該当するもの。</p> <p>1 海外投資により県内事業所の閉鎖や事業規模の縮小、あるいは従業員の雇用調整（解雇その他の労働者雇用の安定に影響を及ぼすもの）を伴うものでないこと。</p> <p>2 海外投資の内容が県内で営む事業と関連があつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 海外における支店・工場その他の営業所の設置又は拡張に要する費用（設備投資に付随する運転資金を含む。）</p> <p>イ 当該中小企業者等の出資割合が10パーセント以上となる場合（その者とその者の100パーセント出資の子会社の出資割合を合計して10パーセント以上となる場合を含む。）における外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得に要する資金</p> <p>ウ 当該中小企業者等の出資割合が10%以上である外国法人（その者とその者の100パーセント出資の子会社の出資割合を合計して10パーセント以上である外国法人を含む。）の発行に係る証券等（株式、出資の持分、社債又は利付をいう。以下同じ。）の取得又は同外国法人に対する金銭の貸付に要する資金</p> <p>エ 当該中小企業者等と次に掲げる永続的な関係がある外国法人の発行に係る証券等の取得又は同外国法人に対する金銭の貸付に要する資金</p> <p>（ア） 役員の派遣</p> <p>（イ） 長期にわたる原材料の供給又は製品の販売</p> <p>（ウ） 重要な製造技術の提供</p>
新事業展開支援資金	<p>新分野貸付</p> <p>2 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるものであつて、国際経済上の環境変化等に対応して、海外投資（拡大、追加投資を含む）を行う中小企業者、組合</p>	

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び保証人	提出書類	申込窓口
<p>1企業3,500万円 ただし、融資対象者1ア及びイに該当する場合であって、2,000万円を超えた融資の場合は、2,000万円に自己資金を加算した額を限度とする。</p> <p>また、融資対象者1（ウ及びカを除く）に該当する場合であって、産業競争力強化法第115条第1項に掲げる要件のいずれにも該当する創業者で、再挑戦支援保証を付する場合は、創業関連保証と合算して2,000万円を限度とする。 [事務取扱上の留意事項参照]</p>	<p>別に定めるところによる。</p>	<p>10年以内</p>	<p>元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、1年以内の据置期間を認める。</p>	<p>協会の保証付きとし、保証料率は別に定めるところによる。</p>	<p>協会の定めるところによる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書（様式第1号） ・協会が定める書類 <p>（新規借入時に既借入金と一本化する場合） 上記の書類のほか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借換計画書（様式第1号別紙2） 	<p>商工会議所 商工会 静岡県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。） 産業財団 県商工金融課 取扱金融機関</p>
<p>新事業展開支援資金全体の合計で1企業・1組合7,000万円</p> <p>ただし、新分野貸付の2（海外展開）を資金用途とする場合は、上記限度額内で5,000万円を上限</p> <p>ただし、経営革新等貸付を含む場合は、資金全体の合計で1企業・1組合8,000万円</p>	<p>別に定めるところによる。</p>	<p>10年以内</p>	<p>元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、1年以内の据置期間を認める。</p>	<p>取扱金融機関が必要と認めるときは、協会の保証を付するものとし、その保証料率は別に定めるところによる。</p>	<p>取扱金融機関又は協会の定めるところによる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書（様式第1号） ・事業計画書（様式第7号） ・決算書（最近2年間） ・見積書（設備資金を利用する場合） <p>【協会の保証を付さない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本の写し又は定款の写し ・法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書 ・許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。） ・印鑑証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・申込書（様式第1号） ・事業計画書（様式第8号、様式第9号又は様式第10号） ・決算書（最近2年間） ・見積書（設備資金を利用する場合） <p>【協会の保証を付さない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本の写し又は定款の写し ・法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書 ・許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。） ・印鑑証明書 	<p>商工会議所 商工会 中央会 産業財団 県商工金融課 取扱金融機関 公益社団法人 静岡県国際経済振興会（2のみ可）</p>

資金名	融資対象者	資金使途
<p>特別政策資金</p> <p>経営革新等支援付</p> <p>新事業展開支援資金</p>	<p>原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、次のいずれかに該当する中小企業者、組合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画について知事の承認を受けたもの 2 中小企業等経営強化法に基づき、異分野連携新事業分野開拓計画について主務大臣の認定を受けたもの 3 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づき、特定研究開発等計画について経済産業大臣の認定を受けたもの 4 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、地域産業資源活用事業計画について主務大臣の認定を受けたもの 5 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づき、農商工等連携事業計画について主務大臣の認定を受けたもの 6 中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画について主務大臣の認定を受けたもの 7 地域経済牽引事業計画の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、地域経済牽引事業計画について、知事の認定を受けたもの 8 廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）に基づき、中小企業経営資源活用計画について知事の認定を受けたもの <p>なお、同法第38条の規定により認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業経営資源活用を実施するものとみなされる次のものを含む。</p> <p>ア 中小企業等経営強化法第2条第12項に規定する特定補助金等の交付を申請し、当該特定補助金等の成果を利用した事業活動（以下「特定補助金等事業」という。）を実施するもの。</p> <p>イ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第6号の助成を申請し、当該助成に係る同法第2条第2項に規定する経営の革新（以下「経営革新事業」という。）を行うもの。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 承認を受けた経営革新計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 2 認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 3 認定を受けた特定研究開発等計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 4 認定を受けた地域産業資源活用事業計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 5 認定を受けた農商工等連携事業計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 6 認定を受けた経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち新事業活動の実施に必要となる設備資金及び運転資金 7 承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 8 認定を受けた中小企業経営資源活用計画に従って実施する事業（特定補助金等事業及び経営革新事業を含む。）に必要な設備資金及び運転資金
	<p>原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、次のいずれかに該当する中小企業者、組合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届出をしたもの 2 静岡県次世代育成支援企業認証制度の認証を受けているもの（このとりカンパニー） 3 新たに障害者を常用雇用するもの 4 障害者雇用率が2.0%を超えているもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般事業主行動計画の実施に必要な設備資金及び運転資金 2 静岡県次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた企業（このとりカンパニー）が実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 3 新たに障害者を常用雇用するために必要な設備資金及び運転資金 4 障害者を常用雇用するために必要な設備資金及び運転資金

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び 保証人	提出書類	申込窓口
新事業展開支援資金 全体の合計で1企 業・1組合 7,000 万円 ただし、経営革新等 貸付を含む場合は、 資金全体の合計で1 企業・1組合 8,000 万円	別に定めるところ による	10年以内	元金均等月賦償 還又は元利均等 月賦償還 ただし、1年以 内の据置期間を 認める。	取扱金融機関 が必要と認め たときは、協 会の保証を付 するものと し、その保証 料率(期)に定 めるところに よる。	取扱金融 機関又は 協会の定 めるところに よる。	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・見積書(設備資金を利用する場合) ・経営革新計画に係る承認申請書及び承認書の写し(融資対象者1の場合) ・異分野連携新事業分野開拓計画に係る主務大臣認定書の写し(融資対象者2の場合) ・特定研究開発等計画に係る経済産業大臣認定書の写し(融資対象者3の場合) ・地域産業資源活用事業計画に係る主務大臣認定書の写し(融資対象者4の場合) ・農商工等連携事業計画に係る主務大臣の認定書の写し(融資対象者5の場合) ・経営力向上計画に係る主務大臣の認定書の写し(融資対象者6の場合) ・地域経済牽引事業計画に係る都道府県知事の認定書の写し(融資対象者7の場合) ・中小企業経営資源活用計画に係る認定申請書の写し、特定補助金の交付を証するもの又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の助成を受けたことを証するもの(融資対象者8の場合) ・決算書(最近2年間) 【協会の保証を付さない場合】 ・商業登記簿謄本の写し又は定款の写し ・法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書 ・許認可証等の写し(融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。) ・印鑑証明書 	商工会議所 商工会 中央会 産業財団 県商工金融課 取扱金融機関
		10年以内				<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・申込書(様式第1号) ・見積書(設備資金を利用する場合) ・事業計画書(様式第11号)(資金使途2の場合を除く) ・決算書(最近2年間) 【1の場合】 ・一般事業主行動計画策定・変更届の写し 【2の場合】 ・静岡県次世代育成支援企業認証書の写し 【4の場合】 ・障害者雇用状況報告書(様式第12号) ・事業所別被保険者台帳照会 ・雇用している障害者の障害者手帳の写し 【協会の保証を付さない場合】 ・商業登記簿謄本の写し又は定款の写し ・法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書 ・許認可証等の写し(融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。) ・印鑑証明書 	

資金名	融資対象者	資金使途
特別政策資金 防災・減災強化貸付 防災・減災強化資金 特定建築物耐震化特別貸付		1 地震災害を防止するために必要な設備資金及び運転資金 2 事業継続計画の策定及び事業継続計画に基づく対策の実施に必要な設備資金(法令により義務付けられている設備を除く。)及び運転資金 [事務取扱上の留意事項 参照]
	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、防災・減災対策を行う中小企業者(中小企業者以外で知事が認めた者を含む。)及び組合 特定建築物耐震化特別貸付	特定建築物の地震災害を防止するために必要な設備資金及び運転資金 [事務取扱上の留意事項 参照]
地震リスク分散資金	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、地震リスク分散を行う中小企業者、組合(本資金と同時かつ同一の資金使途について、成長産業分野支援資金及びびぶじのくにフロンティア推進資金との併用は認めない。)	静岡県第4次地震被害想定において想定される被害への対策のために行う移転又は分散(新設)に必要な設備資金(土地取得費を含む。) [事務取扱上の留意事項 参照]

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び 保証人	提出書類	申込窓口
1企業・1組合 1億円	別に定めるところ による。	10年以内	元金均等月賦償 還又は元利均等 月賦償還 ただし、1年以 内の据置期間を 認める。	取扱金融機関 が必要と認め たときは、協 会の保証を付 するものと し、その保証 料率は別に定 めるところに よる。	取扱金融 機関又は 協会の定 めるところ による。	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込書（様式第1号） ・事業計画書（様式第13号） ・見積書（設備資金を利用する場合） ・図面、写真等 （現況及び建替え又は改修等の状況（計 画）がわかるもの） ・決算書（最近2年間） <p>【耐震改修計画の策定の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会 の判定書の写し <p>【建築物の建替えの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会 の判定書の写し ・現有建築物の登記事項証明書 等 ・証明書（様式第14号） <p>【建築物の改修の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会 の判定書の写し ・耐震改修計画書 ・証明書（様式第14号）又は 耐震改修計画の認定書の写し <p>【困障、非構造部材、アスベストの場合】 （該当する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書（様式第14号） <p>【防災・減災強化貸付の資金使途2の場 合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画書 ・自己診断チェックリスト <p>【特定建築物耐震化特別貸付を利用する場 合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物確認書（様式第13号別紙） <p>【協会の保証を付さない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本の写し又は定款の写し ・法人の場合は、事業税、県民税の納税証 明書、個人の場合は、事業税の納税証明 書 ・許認可証等の写し（融資申込時に許認可 等を取っていない場合は、取得後速や かに県商工金融課に提出すること。） ・印鑑証明書 	商工会議所 商工会 中央会 産業財団 県商工金融課 取扱金融機関
1企業・1組合 10億円	別に定めるところ による。	15年以内	元金均等月賦償 還又は元利均等 月賦償還 ただし、5年以 内の据置期間を 認める。	取扱金融機関 が必要と認め たときは、協 会の保証を付 するものと し、その保証 料率は別に定 めるところに よる。	取扱金融 機関又は 協会の定 めるところ による。		
1企業・1組合 10億円	別に定めるところ による。	15年以内	元金均等月賦償 還又は元利均等 月賦償還 ただし、5年以 内の据置期間を 認める。	取扱金融機関 が必要と認め たときは、協 会の保証を付 するものと し、その保証 料率は別に定 めるところに よる。	取扱金融 機関又は 協会の定 めるところ による。		

資金名	融資対象者	資金使途
新エネ・省エネ設備等導入促進資金	原則として1年以上継続して事業を営んでいるものであって、新エネ・省エネ設備等の導入を図る中小企業者、組合	新エネ・省エネ設備等の導入に必要な資金
成長産業分野支援貸付	成長産業分野に参入又はこれらの事業を拡充するものであって、開業パワーアップ支援資金、新分野貸付又は経営革新等貸付の要件を満たす中小企業者、組合（本貸付と同時かつ同一の資金使途について、地震リスク分散資金及びふじのくにフロンティア推進資金との併用は認めない。）	成長産業分野事業の実施に必要な設備資金、運転資金及び開業パワーアップ支援資金の要件による既借入金の借換えに必要な資金（新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る。）
成長産業分野支援資金 クラスタ―産業分野支援貸付	静岡新産業集積クラスターに参画する中小企業者、組合（本貸付と同時かつ同一の資金使途について、地震リスク分散資金及びふじのくにフロンティア推進資金との併用は認めない。）	クラスタ―関連分野事業の実施に必要な設備資金及び運転資金
特別政策資金 ふじのくにフロンティア推進資金	防災・減災と地域成長を目指すふじのくにフロンティア推進区域における事業に合致するとともに、当該区域の市町との防災協定の締結に向けた協議を行うなど、安全・安心で魅力ある地域づくりに資するものとして、市町から認められた事業を行う中小企業者、組合（本貸付と同時かつ同一の資金使途について、地震リスク分散資金及び成長産業分野支援資金との併用は認めない。）	ふじのくにフロンティア推進区域における事業の実施に必要な設備資金(土地取得費を含む)

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び 保証人	提出書類	申込窓口
1企業・1組合 1億円 ただし、天然ガスコージェネレーションを導入する場合は、3億円	別に定めるところによる。	10年以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、1年以内の据置期間を認める。	取扱金融機関が必要と認めるときは、協会の保証を付するものとし、その保証料率は別に定めるところによる。	取扱金融機関又は協会の定めるところによる。	<ul style="list-style-type: none"> 申込書（様式第1号） 決算書（最近2年間） 見積書（設備資金を利用する場合） 【協会の保証を付さない場合】 商業登記簿謄本の写し又は定款の写し 法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書 許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。） 印鑑証明書 	商工会議所 商工会 中央会 産業財団 県商工金融課 取扱金融機関
成長産業分野支援資金は、資金全体の合計で1企業、1組合10億円 ただし、開業パワーアップ支援資金の要件を満たす貸付の場合は、上記融資限度額内で開業パワーアップ支援資金の融資限度額を上限 ただし、新分野貸付の2（海外展開）の要件を満たす貸付の場合は、上記限度額内で新分野貸付の2（海外展開）の融資限度額を上限	別に定めるところによる。	開業パワーアップ支援資金又は新事業展開支援資金に準ずる。	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、1年以内の据置期間を認める。	開業パワーアップ支援資金又は新事業展開支援資金に準ずる。	開業パワーアップ支援資金又は新事業展開支援資金に準ずる。	<p>開業パワーアップ支援資金又は新事業展開支援資金に準ずる書類 上記の書類のほか</p> <ul style="list-style-type: none"> 成長産業分野支援資金確認書（様式第16号） 土地・建築物等取得計画書（様式第17号） 見積書（設備資金を利用する場合） 【建築物を建築・増築・改修する場合】 設計図書 【協会の保証を付さない場合】 商業登記簿謄本の写し又は定款の写し 法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書 許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。） 印鑑証明書 	商工会議所 商工会 中央会 産業財団 県商工金融課 取扱金融機関 公益社団法人 静岡県国際経済振興会（成長産業分野支援資金（新分野貸付要件に該当するもののうち海外投資を行うもののみ））
		10年以内		取扱金融機関が必要と認めるときは、協会の保証を付するものとし、その保証料率は別に定めるところによる。	取扱金融機関又は協会の定めるところによる。	<ul style="list-style-type: none"> 申込書（様式第1号） 決算書（最近2年間） 上記の書類のほか 成長産業分野支援資金確認書（様式第16号） 事業計画書（様式第16号別紙） 土地・建築物等取得計画書（様式第17号） 見積書（設備資金を利用する場合） 【建築物を建築・増築・改修する場合】 設計図書 【協会の保証を付さない場合】 商業登記簿謄本の写し又は定款の写し 法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書 許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。） 印鑑証明書 	商工会議所 商工会 中央会 産業財団 県商工金融課 取扱金融機関
1企業・1組合 10億円	別に定めるところによる。	15年以内	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 ただし、5年以内の据置期間を認める。	取扱金融機関が必要と認めるときは、協会の保証を付するものとし、その保証料率は別に定めるところによる。	取扱金融機関又は協会の定めるところによる。	<ul style="list-style-type: none"> 申込書（様式第1号） 事業計画書（様式第18号） 見積書 ふじのくにフロンティア推進資金支給対象事業者確認書（様式第18号別紙） 計画地の地図 決算書（最近2年間） 【建築物を建築・増築・改修する場合】 証明書（様式第14号）又は耐震改修計画の認定書の写し 設計図書 【既存建築物を取得する場合】 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し 【協会の保証を付さない場合】 商業登記簿謄本の写し又は定款の写し 法人の場合は、事業税、県民税の納税証明書、個人の場合は、事業税の納税証明書 許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。） 印鑑証明書 	商工会議所 商工会 中央会 産業財団 県商工金融課 取扱金融機関

資金名	融資対象者	資金使途
特別政策資金 事業承継資金	<p>1 原則として一年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は組合から事業を譲り受ける者（ただし、事業を譲り受ける者の本社や事業所等（以下「本店等」という。）が静岡県内に所在しない場合においては、事業を譲り渡す者の本店等が静岡県内に所在する場合に限る。）で下記のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」という。）に基づく都道府県知事の認定を受けて事業承継を行おうとする者</p> <p>(2) 静岡県事業引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者</p> <p>(3) 中小企業等経営強化法に規定する「認定経営革新等支援機関」の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者</p> <p>2 前項各号のいずれかの要件を満たし、かつ一年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は組合で事業を譲り渡す者（ただし、事業を譲り渡す者の本店等が静岡県内に所在しない場合においては、事業を譲り受ける者の本店等が静岡県内に所在する場合に限る。）</p>	<p>1 事業承継契約等に係る経費</p> <p>2 株式取得に係る経費</p> <p>3 事業資産買取に係る経費</p> <p>4 事業承継計画を実行するための運転資金</p> <p>5 事業承継計画を実行するための設備資金</p>

融資限度額	融資利率及び 利子補給率	融資期間	償還方法	信用保証及び 保証料率	担保及び 保証人	提出書類	申込窓口
1 企業・1 組合 2 億 8 千万円	別に定めるところ による。	10 年以内	元金均等月賦償 還又は元利均等 月賦償還 ただし、1 年以 内の据置期間を 認める。	取扱金融機関 が必要と認め たときは、協 会の保証を付 するものと し、その保証 料率は別に定 めるところに よる。	取扱金融 機関又は 協会の定 めるところ による。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書（様式第 1 号） ・ 事業承継計画書（様式第 19 号） ・ 見積書（設備資金を利用する場合） ・ 決算書（最近 2 年間） ・ 株主名簿（株式の取得に係る場合のみ） ・ 協会が定める書類 【経営承継円滑化法に係る都道府県知事の 認定を受けた場合】 ・ 都道府県知事の認定書の写し 【静岡県事業引継ぎセンター又は認定経営 革新等支援機関の支援を受けた場合】 ・ 事業承継支援証明書（様式第 20 号） 【協会の保証を付さない場合】 ・ 商業登記簿謄本の写し又は定款の写し ・ 法人の場合は、事業税、県民税の納税証 明書、個人の場合は、事業税の納税証明 書 ・ 許認可証等の写し（融資申込時に許認可 等を取付していない場合は、取得後速や かに県商工金融課に提出すること。） ・ 印鑑証明書 【事業承継後】 ・ 株主名簿（株式の取得に係る場合のみ） 	商工会議所 商工会 中央会 産業財団 県商工金融課 取扱金融機関